

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な整備を促進するとともに、浸水対策、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ施設の改築・更新の促進が図られるよう、所要の財政措置を講じること。
2. 下水道接続率の一層の向上を図るため下水道水環境保全効果向上支援事業のさらなる充実を図ること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。